

様式第1号（第5条関係）

審議会等会議録概要

会 議 の 名 称	令和5年度第1回久喜市行政評価委員会
開 催 年 月 日	令和5年9月25日（月）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時00分から午後4時13分まで
開 催 場 所	公文書館2階 会議室
議 長 氏 名	委員長 石上 泰州
出席委員（者）氏名	石上 泰州、大鹿 浩彰、桂田 恵子、久芳 しげ子、 山木 博興、山田 恵理子、渡辺 泰充
欠席委員（者）氏名	迫ノ岡 孝江
説 明 者 の 職 氏 名	総合政策部参事兼企画政策課長 折原 誠 企画政策課 課長補佐 目黒 忍 企画政策課 行政管理係長 荒木 和磨
事務局職員職氏名	総合政策部参事兼企画政策課長 折原 誠 企画政策課 課長補佐 目黒 忍 企画政策課 行政管理係長 荒木 和磨 企画政策課 行政管理係主任 下田代 秀弥
会 議 次 第	1 開会 2 議題 （1）令和5年度施策評価結果について （2）その他 3 閉会
配 布 資 料	・次第 ・資料1 久喜市の施策評価について ・資料2 令和5年度施策評価結果の概要 ・資料3 施策評価結果表 ・資料4 令和5年度施策評価シート（令和4年度実施施策） ・資料5 第2期久喜市総合戦略KPI一覧 ・令和5年度施策評価シートに付す委員会意見（案）一覧表 （令和5年9月25日現在） ・令和4年度施策評価シートに付す委員会意見一覧表
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	0人

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要	
折原参事兼 課長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、「令和5年度第1回久喜市行政評価委員会」を開催させていただきます。</p> <p>はじめに、現在の出席委員についてのご報告でございます。</p> <p>本日は委員8人中、7名ご出席をいただいております。</p> <p>過半数に達しておりますので、本委員会は、久喜市行政評価委員会条例第7条第2項の規定により、成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、迫ノ岡委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>次に、皆様にご協力をいただきたいことがございます。</p> <p>本日は会議録システムを使用するため、ご発言の際は挙手をしていただきまして、お手元のマイクを通してご発言をお願いしたいと存じます。</p> <p>また、この会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には受け入れるものでございます。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に配布させていただいた資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 久喜市の施策評価について</li> <li>・資料2 令和5年度施策評価結果の概要</li> <li>・資料3 施策評価結果表</li> <li>・資料4 令和5年度施策評価シート（令和4年度実施施策）</li> <li>・資料5 第2期久喜市総合戦略K P I一覧</li> </ul> <p>また、本日の配布資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・令和5年度施策評価シートに付す委員会意見（案）一覧表（令和5年9月25日現在）</li> <li>・令和4年度施策評価シートに付す委員会意見一覧表</li> </ul> <p>以上でございますが、不足はございませんでしょうか。</p> <p>（不足等なし）</p> <p>開会にあたり石上委員長からご挨拶を頂戴したいと存じます。</p>
石上委員長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>さて、本日の委員会では、ご案内のとおり、令和5年度施策評価の結果について審議いただいて、意見を付していくこととなります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、活発な審議をいただいてご意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
折原参事兼 課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に移らせていただきます。</p>

会議の進行につきましては、久喜市行政評価委員会条例第7条第1項の規定に基づきまして、石上委員長に議長をお願いしたいと思います。それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

石上委員長 それでは、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。議題に入ります前に、事務局から説明はありますか。

荒木係長 議題に入ります前に、会議録についてご説明させていただきます。久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第9条により、会議録を作成することとしております。会議録につきましては、原則として、全文記録、又は、話し言葉を主旨の変わらない形で訂正するなど、できる限り全文記録方式に近い形で作成し、会議終了後1か月以内を目途に市民の皆様に公開することとされております。本委員会におきましては、できる限り全文記録方式に近い形で作成することとさせていただきたく存じます。また、会議録の確認等でございますが、会議録の原案を作成後、石上委員長及び指名された委員のお二方に一任してご確認いただき、署名をもって確定とさせていただきたいと存じます。

石上委員長 ただ今事務局から会議録について説明がありました。まず、会議録はできる限り全文記録方式に近い方式で作成することです。次に、会議録の署名委員が2名必要ということでございまして、私以外にもう1人の委員の署名をいただきたいということです。これまでの委員会では、名簿順に署名をいただいていた。名簿順になりますと、山田副委員長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

山田副委員長 分かりました。

石上委員長 よろしく申し上げます。それでは、早速議題に入らせていただきます。(1) 令和5年度施策評価結果について、事務局から説明をお願いします。

荒木係長 それでは、資料1「久喜市の施策評価について」をご覧ください。まず、1ページ『I 施策評価の基本的な考え方』でございます。本市の行政評価システムは、事務事業評価、施策評価、政策評価の3階層で構成されており、本委員会では、施策評価についてご審議いただきます。令和5年度は、総合振興計画運用最終年度である令和4年度実施施策を対象として評価を実施し、各施策の進捗度合いを検証します。続いて、2ページ「3. 施策評価の実施」でございます。施策評価では、総合振興計画後期基本計画の成果指標について達成度を測り、施策の課題や今後の方向性を導き出すものとしています。続いて3ページ、『II. 評価シートの見方』でございます。【1. 施策概要】欄では、施策に関する基礎的な情報を整理して

④細施策では、総合振興計画後期基本計画において、施策を実現するために設定した、より具体的な取組内容を記載しています。

⑤所管部課では、施策全体を総括して評価する、施策の所管部課の名称を記載しています。

続いて4ページ、【2. 施策の結果】欄では、施策の実施結果や成果指標について整理しています。

⑥指標名では、総合振興計画後期基本計画において、各施策に設定された成果指標の名称を記載しています。

⑦令和4年度目標値では、総合振興計画後期基本計画の成果指標において、令和4年度目標値として設定した目標値を記載しています。

⑧平成30年度～令和3年度目標値では、令和4年度目標値を前提に設定した、各年度の目標値を記載しています。

⑨実績値、達成率では、各年度の成果指標の実績値とその達成率を記載しており、令和5年度施策評価では、令和4年度の実績値、達成率を追記しています。

「データなし」などの指標は、「－（バー表示）」としています。

続いて5ページ、3. 【第2期総合戦略との関連】欄では、第2期久喜市総合戦略におけるK P I（重要業績評価指標）の実施結果を整理しています。

総合振興計画の成果指標と同様に、令和4年度目標値の達成に向けた各年度の目標値と実績値、達成率を記載しています。

続いて6ページ、4. 【施策の目標達成度、主要課題、今後の方向性】欄です。

⑩施策の目標達成度では、⑨実績値、達成率の数値を基に、A、B、Cの3つの区分に判定しています。

⑪施策の主要課題及び今後の施策の方向性では、目標値の達成や、より効果的な施策実施に向けた課題や改善点、今後の施策の方向性について記載しています。

続いて7ページ、5. 【構成する事務事業】欄では、施策の全体像を把握できるよう、施策を構成する事務事業を一覧表に整理しています。

続いて8ページ、6. 【行政評価委員会の意見】欄は、市が実施した内部評価の評価結果に対し、審議機関である行政評価委員会の意見を付す欄となっています。

評価シートの見方については、以上でございます。

石上委員長

ありがとうございました。

資料1について、ご説明をいただきましたが、ここまでで何かご質問はございますか。

（質問等なし）

もし、お気づきのことがございましたら、後程ご質問いただいても結構です。

それでは先に進めさせていただきます。

荒木係長

続きまして、行政評価委員会意見欄の取りまとめと審議の進め方につきまして、ご説明申し上げます。

まず、『行政評価委員会意見欄の取りまとめ』につきまして、資料4「令和5年度施策評価シート」2ページの最下段「6 行政評価委員会

の意見」欄をご覧ください。

先程、評価シートの見方でもご説明申し上げましたが、内部評価の評価結果に対し、審議機関である行政評価委員会の意見を付す欄でございます。

事務局といたしましては、行政評価委員会における審議により、施策ごとに取りまとめた意見を、意見欄に付していただきたいと考えております。

昨年度の委員会意見については、本日の追加資料である「令和4年度施策評価シートに付す委員会意見一覧表」に取りまとめております。

昨年度の委員会では、全ての施策の委員会意見欄に意見を付ける取扱いとし、特段の意見が無い場合は「引き続き推進」といった主旨の案文を事務局で作成し、委員会で承認する形としたところでございます。

次に『審議の進め方』でございしますが、昨年度の委員会では、2回の委員会において審議を行い、特段の意見が無い評価シートも含め、意見欄を確定していくという手順により進化したところでございます。

実質的な審議に入る前に、今年度の委員会意見欄の取りまとめと審議の進め方の2点について、ご審議をお願いいたします。

石上委員長

ありがとうございました。

資料の令和4年度委員会意見一覧表をご覧くださいますと、昨年度の委員会において、それぞれの施策に対して様々な意見を付していただきました。

その中に、所々「さらなる施策の推進に努められたい」と記載されているところがございます。

これは、委員会で特段のご意見がありませんでしたが、意見なしというのはいかがなものかということで、このような表現をして、すべての項目について意見を付させていただいております。

今年度も、同じような進め方でよろしいでしょうか。

(委員了承)

では、昨年度に準ずる形で進めさせていただきたいと思っております。

もう1点は、スケジュールについてですが、今回を含めて2回の委員会で、委員会意見欄を取りまとめていきたいと考えております。

本日の審議においてご意見を出していただいて、次回の委員会にて取りまとめていくという流れで進めて参りたいと思っております。

また、今年度は、第3回委員会に市長への答申を予定しているとのことでございます。

何かご不明な点、ご意見はございますか。

目黒課長補佐

今、石上委員長から答申のお話でしたが、補足させていただきます。

資料4をご覧ください。

本年度の評価は、久喜市総合振興計画後期基本計画5か年の最終年度であるとともに、今までの久喜市総合振興計画10か年の最終年度にも当たるところでございます。

今年度の委員会では、これまで進めてきた施策の全体像もご覧いただきながら、ご意見を賜りまして、総括的なご意見を行政評価委員会の答申として整理させていただきたいと考えております。

石上委員長

ありがとうございます。

令和4年度の事業についての評価はもちろん大事ですが、総合振興計画の最終年度ですので、5年または10年の計画期間を通じた全体的な評価という視点もぜひ加味していただきたいということでございます。

これまでより少々包括的に、全体的な視点から、ご意見をお願いしたいということでございます。

ただ今の件について、何かご不明な点等ございますか。

(意見等なし)

それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

荒木係長

続きまして、令和5年度施策評価結果について、資料2「令和5年度施策評価結果の概要」をご覧ください。

1ページの中ほど【2 評価結果の概要】をご覧ください。

評価結果は、施策と成果指標の2つの側面から集計してございます。

まず、(1) 施策でございます。表の上の段が令和5年度実施結果、下の段が令和4年度実施結果となっております。

総合振興計画の全44施策のうち、「目標を上回る」施策が6施策、「目標どおり」の施策が16施策、全体では22施策、割合にして50.0%の施策が順調に進捗しております。

一方、「目標を下回る」施策が22施策となり、令和4年度と比較して施策の数に変化はございませんでした。

続きまして2ページ、(2) 成果指標でございます。

総合振興計画に設定された全126成果指標のうち、「達成率 80.0%以上」の合計が81指標、「達成率 80.0%未満」の合計が38指標、「データなしなど、成果指標全体では達成率を算出しない」指標が7指標となりました。

達成率を算出しない成果指標を除き、成果指標単体で達成率を算出する119指標に限定した場合、達成率が概ね良好と判断される「達成率 80.0%以上」の割合が68.1%となり、令和4年度と比較して2.6ポイント上昇しています。

次に、(3) 第2期総合戦略でございます。

施策評価シートにおいて集計した、重要業績評価指標(KPI)の結果につきましては、この後、各大綱別の進捗状況において説明させていただきます。

なお、資料5において、KPIの一覧を取りまとめております。

施策評価結果の概要については以上になります。

石上委員長

ありがとうございました。

令和5年度の施策評価結果の全体像について説明いただきました。

施策については、ちょうど半分の施策が予定通り進捗しているとのことです。

また、成果指標については、目安である達成率 80.0%以上をクリアしている割合が68.1%、全体の約3分の2以上であるとのことです。

それからKPIの達成率について説明もございました。

この全体像につきまして、何かご質問、不明な点等ございますか。

(意見等なし)

後で改めてご質問いただくこともできますので、先に進めさせていただきます。

事務局から、各大綱について個別に説明をお願いいたします。

荒木係長

それでは、大綱1から順に評価の概要をご説明申し上げます。

資料2の3ページをご覧ください。

大綱1には、7つの施策、12の成果指標が設定されています。

施策については、「目標を上回る」施策が2施策、「目標どおり」の施策が4施策、「目標を下回る」施策が1施策となっています。

成果指標については、「達成率を算出しない」指標が1指標、「達成率80.0%以上」の指標の合計が10指標、「達成率80.0%未満」の指標が1指標となっております。

大綱1に設定された施策の達成度及び成果指標ごとの進捗率、第2期総合戦略の進捗状況につきましては、ご覧の表のとおりでございます。

また、達成率を算出しない指標につきましては、特記事項として囲みにまとめております。

続いて、事前質問を1件いただいておりますので、担当課に確認した結果をご報告申し上げます。

資料4の5ページ、施策3について質問をいただいております。

「人権に関する相談窓口は51回開設し、34件の相談となっております。

『人権擁護委員による人権相談が市民に浸透していない』とありますが、初対面の人に対面で相談するというのは、ハードルが高いようにも感じます。

子育て相談や児童相談などは「電話相談可」となっており、人権相談・女性相談についても同様の方法は検討できないのでしょうか。」とのご質問でございます。

担当課からの回答といたしまして、

「人権相談・女性相談について、毎月の広報くき及び年1回のチラシ配布により周知を図り、久喜地区では久喜総合文化会館、菖蒲・栗橋・鷲宮地区では各総合支所の会議室において、人権擁護委員2名1組、原則男性と女性各1名で実施しております。

人権相談・女性相談の電話相談につきましては、今後、人権擁護委員や、さいたま法務局久喜支局、久喜支局管内の4市（幸手市、白岡市、加須市、羽生市）と協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。」

とのことでございます。

次に、事前にいただいた意見は2件ございました。

委員会意見（案）一覧表の1ページをご覧ください。

1つ目は、施策2について、

「幅広い年齢層の方が市政に参加しやすくなるよう、附属機関の委員が参加・発言しやすい様々な開催方法の検討を進められたい。」

2つ目は、施策5について、

「日本語教室の開催と同時に、日常生活に必要な情報や災害時の対応等についても伝えられる機会の創設について検討いただきたい。」

となっております。

大綱1については以上でございます。

- 石上委員長       では、大綱ごとに区切ってご審議いただきます。  
大綱1の7つの施策について、事前にご質問やご意見をいただいた部分もございますけれども、自由にご発言いただきたいと思います。
- まず、大綱1施策3「人権の尊重」に絡んだご質問がありましたが、回答としては、市独自には決められないということですか。
- 荒木係長       市で実施している人権相談は、法務局で実施している常設相談に対して、特設開催されている相談と位置付けられております。  
現状といたしまして、市の人権相談は面談形式で、各地区において月1回程度開催しているという状況でございます。  
また、法務局において、人権擁護委員による常設の人権相談として、面談による相談と、電話による相談を平日に毎日実施しており、担当課ではこちらの相談についても案内しているところでございます。
- 石上委員長       人権相談は市独自で実施しているものと、法務局が実施しているものがあるということですね。  
法務局では電話相談もあるとのことですが、どのようなものですか。
- 荒木係長       法務局の実施している電話相談では、通常の人権相談に加えて、子どもや女性など専門分野ごとの電話相談を実施しているとのこと。
- 石上委員長       分野ごとに分かれているとのことですが、通常の人権相談であれば、例えば私も相談できるということでしょうか。
- 荒木係長       おっしゃるとおりでございます。  
子どもや女性などの分野以外にも、広い範囲の人権相談につきましても、電話相談窓口がございます。  
法務局で実施している、これらの相談についての案内も、市の実施している相談と併せてご案内していると担当課から伺っております。
- 山田副委員長   市が開催している人権相談について意見を申し上げます。  
市の人権相談の窓口は対面で行う形式であるとのことですが、電話であれば相談しやすいけれども、対面であると、どのような方が話を聞いてくれるか分からないという不安もあって、会場に行って相談することが難しいのではないのでしょうか。  
月1回、各地区の会議室等において対面で実施するだけでなく、電話等で気持ちを楽しんで相談できる体制づくりを今後進めていただきたいと思いますと思っております。  
また、公共施設のお手洗い等に小さい名刺サイズで相談窓口の案内を置いてあったり、貼り紙が貼ってあったりなどの情報提供が行われていますが、若い方に対する情報提供が少ないように感じます。  
相談窓口の開設方法と、相談窓口の情報提供について、今後検討いただきたいと思います。
- 荒木係長       ご意見ありがとうございます。  
まず、市における人権相談につきましても、担当課からの回答にもありましたように、面談形式だけではない電話相談等の実施につきましても、周りの市町村の状況も踏まえて、検討させていただければと考えて

おります。

次に、ご意見をいただきましたように、市ではお手洗い等に相談窓口のご案内のチラシを置いたり、ポスター等を掲示させていただいたりといった取組みを行っているところでございます。

今後は、様々な地域の幅広い方に対して各種相談の周知が行えるよう、各種相談の担当部署や、情報発信の担当部署等とも協議をさせていただきまして、SNSなど様々な形の情報提供に取り組み、相談件数の増加に努めてまいりたいと考えております。

石上委員長

ありがとうございました。

大綱1施策3の意見欄については、「対面以外の実施方法についても検討されたい。」という主旨でお願いいたします。

人権相談の担当部局においては、対面以外の方法で、多様な開催方法を検討いただきたいと思います。

令和4年度は、年間で51回開催して、相談が34件あったとのことですので、相談者が誰もいらっしやらない日があったこととなります。

他にいかがでしょうか。

山木委員

大綱1施策1のコミュニティ協議会についてです。

指標の「コミュニティ協議会の組織数」が、令和元年度に12団体から13団体に増加してから、令和4年度まで全く変わっていません。

先日、地区の運動会があり、地域のコミュニティ活動について考える機会がありました。

地域のコミュニティづくりが、市の政策を進めていくに当たって大黒柱であると考えています。

昨年度も同様の議論があつて、コロナ禍の影響もあつて増加が難しいと話がありました。

今後もコミュニティ協議会の組織数を増やしていくことは難しいのか教えてください。

目黒課長補佐

ご指摘いただいたとおり、コミュニティ協議会の組織数はここ4年間増加することがなく、なかなか厳しい状況が続いております。

山木委員からのお話にありまして、コロナ禍において、地域において人が集まりにくい、連携して事業を開催することが難しいという社会背景の影響があつたと考えております。

コミュニティ協議会の組織につきまして、鷺宮地区では合併前からすべての小学校区で設置されている一方、菖蒲地区においては現状でも未設置であり、地区の特性も要因の1つとなっています。

地区によっては、コミュニティ協議会の設置意義が、地元なりのコミュニティの取り方もあつて伝わりきらない部分もあつたのではないかと感じているところでございます。

市といたしましても、コミュニティ協議会を中心とした地域活動が重要であると考えておりますので、担当課において活動内容や設置意義について、機会を捉えて周知を行っているところでございます。

一方で、菖蒲地域では児童数の減少により、小学校の小規模化がかなり進んでいる状況があります。

長い目で見ると、小学校の適正配置を行い、統廃合等も検討しなければならぬ状況もございまして、小学校の学区に基づくコミュニティ協議会の設置に至らない状況もあると伺っております。

山木委員

コミュニティ協議会の設置が小学校の学区単位であると説明がありましたが、今後はより広い地域単位で協議会をつくることを検討してもよいのではないのでしょうか。

地域の運動会の開催方法が地域によって異なることから考えると、ご説明のとおり、久喜地区や鷲宮地区など、それぞれの地域の実情や特性があつて、協議会等がまとまっていたのでしょうか。

地域の方向性を取りまとめるために、地域にコミュニティ組織があることは重要であると思います。

令和4年度と同様の意見になりますが、学区の問題もあつて何年も時間がかかってしまったとしても、すべての地域にコミュニティ協議会を設置できるように進めていただきたいと思います。

目黒課長補佐

ありがとうございます。

これまでコミュニティ協議会については、地域の人数が一定数集まる区域割りとして、小学校の学区としていただいております。

ご意見をいただきましたとおり、地域の方向性を決めるために協議する組織は重要であると考えておりますので、令和4年度と同様に、コミュニティ協議会の設置について、意見を付していただければと事務局でも受け止めております。

石上委員長

ありがとうございました。

大綱1施策1は、昨年度と同様に意見を付す方針でお願いします。

また、今のお話にありました、「地域の実情に合わせて」などの言葉を加えることがよいのではないのでしょうか。

大綱1施策2については、「幅広い年齢層の方が市政に参加しやすくなるよう、附属機関の委員が参加・発言しやすい様々な開催方法の検討を進められたい。」とすでに意見をいただいているところです。

毎年委員会で申し上げているところですが、平日の昼間に会議を実施しているため、若い方が参加できず、もう少し工夫があつてもよいのではないかという主旨でございます。

なかなか開催は難しい状況なのではないでしょうか。

目黒課長補佐

市でも、審議会等により幅広く色々な方が参加していただきたいという問題意識を持っております。

石上委員長のおっしゃられたように、会議の開催時間の問題がございます。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の考え方に基づいて、デジタル技術を会議に活用するなど、アプローチの仕方について担当部局で検討している状況です。

一つのアイデアとして、市長自らが若い方と意見を直接交換する機会を検討していると伺っております。

石上委員長

ありがとうございます。

検討中とのことですので、大綱1施策2は、今年もいただいた意見に沿う形で意見を付していただければと思います。

大綱1施策5について、日本語教室についてご意見をいただいております。こちらも昨年度と同じ問題意識からのご意見かと思っております。

参加者数や参加率は、コロナ禍前の状況に大分戻ってきている状況にあるようですね。

施策5についても、いただいた意見に沿う形で意見を付してよろしいでしょうか。

(委員了承)

続きまして、大綱1では、施策4、施策6、施策7は、具体的な意見をいただいている状況になります。

施策7について、ホームページのアクセス件数が減少している理由は、やはりコロナ禍から明けてきている影響でしょうか。

荒木係長

おっしゃるとおりでございます。

令和3年度は、特に新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する情報提供や、感染者数の報告などを高頻度で発信していたため、ホームページの更新回数も多く、アクセス件数が多い状況でございました。

令和4年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症について情報発信を行っておりましたが、アクセス状況の分析結果を確認すると、ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症についての閲覧数は令和3年度より減少傾向にあります。

令和4年度の分析結果を見ますと、久喜マラソン大会など、コロナ禍を経て復活したイベント等の開催情報、確定申告の手続きに関する情報等の閲覧件数が、代わりに伸びている状態でございます。

山田副委員長

私は市の公式メールやLINEを登録しておりますが、広報紙には載っていない、すごくタイムリーで多彩な情報が発信されています。

それらの情報発信サービスの登録者数を増やしていただければ、市の開催する様々なイベントの情報が行き渡るかと思えます。

引き続き、情報発信の件数を増やしていただき、登録者数の増加についても検討いただければと思えます。

荒木係長

ご意見いただきありがとうございます。

現在でも、市から郵送する封筒の表面や裏面に、市からのメール配信サービスやSNS等の情報発信について記載して周知を行っているところでございます。

多彩な情報発信を引き続き行っていくとともに、様々な市民の方に周知する機会を捉えて、より広く周知していき、登録者の増加につなげていきたいと考えております。

石上委員長

大綱1 施策7は、「市の配信するメールやSNSの周知、登録者の増加に努められたい。」という方針で取りまとめをお願いいたします。

大綱1は以上とさせていただきますが、お気づきの点がありましたら、後ほどでも構いませんのでお申し出ください。

それでは、大綱2についてお願いします。

荒木係長

大綱2について、資料2の4ページをご覧いただきたいと存じます。

大綱2には、5つの施策、10の成果指標が設定されております。

施策については、「目標を上回る」施策が1施策、「目標どおり」の施策が1施策、「目標を下回る」施策が3施策となっております。

成果指標については、「達成率 80.0%以上」の指標の合計が 6 指標、「達成率 80.0%未満」の指標が 4 指標となっております。

大綱 2 に設定された施策の達成度及び成果指標ごとの進捗率につきましては、ご覧の表のとおりでございます。

続いて、事前質問を 1 件いただいておりますので、担当課に確認した結果をご報告申し上げます。

資料 4 の 17 ページ、施策 2 について質問をいただいております。

「公害に関する苦情件数が、前年度に比べ大幅に増加しましたが、どのような内容が多かったのでしょうか。

また苦情件数が増加した要因として考えられることについてご教示ください。」

とのご質問でございます。

担当課からの回答につきましては、

「令和 4 年度については前年比 41 件増の 123 件となっており、その主な内訳として、廃棄物投棄が前年比 18 件増の 35 件、大気汚染（野焼き）が前年比 22 件増の 46 件となっております。

苦情件数が増加した要因として明確なものは把握していませんが、令和元年度から令和 3 年度まで苦情件数がほぼ一定であったことから、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の緩和により、社会の活動量が増えたことが原因の一つではないかと考えております。」

とのことでございます。

次に、事前にいただいた意見は 1 件ございました。

委員会意見（案）一覧表の 1 ページと 2 ページをご覧ください。

施策 3 について、

「街路樹や植栽の手入れがなされず、事故を誘発しかねない危険な状況にならないよう、適切に維持管理されたい。」

となっております。

大綱 2 については以上でございます。

石上委員長

ありがとうございました。

大綱 2 は 5 施策ございます。

ご自由にご発言いただければと思います。

大綱 2 施策 2 についての質問で、苦情の多かった内容は野焼きと何だったのでしょうか。

荒木係長

廃棄物投棄になります。

石上委員長

かしこまりました。

野焼きについては、やはり家の敷地内で刈った草や、河原などの草を燃やしてしまうという状況なののでしょうか。

荒木係長

ご認識のとおりでございます。

野焼きによって発生した臭いや煙についての苦情が、周辺の住宅の方から寄せられております。

山田副委員長

公害的な観点から、野焼きは禁止となっているのでしょうか。

目黒課長補佐	<p>ご説明させていただきますと、ビニールや生活廃棄物等を燃やすことは禁止となっております。</p> <p>例外もありまして、農村地域においては、例えば稲を刈った後の籾殻を農業の肥料として使うため、火をつけて燃やすこともあります。</p> <p>後から住宅が建った場合、住宅の近隣の農地で籾殻等を燃やし、近隣の方から通報されるケースがあると推測しております。</p> <p>このような野焼きについては、例外的に禁止条項には当たらない形になっております。</p>
山田副委員長	<p>例えば禁止条項に当たらない野焼きをされていた場合、苦情を寄せられた方に対する説明は、どのようになるのでしょうか。</p>
目黒課長補佐	<p>苦情を寄せられた方のご意見を伺い、状況を確認の上、ケースバイケースで判断を行い、適切な対応をさせていただくことになります。</p> <p>例えば、野焼きの煙が洗濯物に来るという苦情があった場合、必要に応じて現場を確認します。</p> <p>もし、近隣の方に煙等の影響が特に大きい状況であれば、野焼きをされている方に、市からお話をさせていただく必要はあるかと思えます。</p>
桂田委員	<p>大綱2施策2の細施策「動物の保護と適正飼育」に関連して、飼い犬等についての意見です。</p> <p>私の住んでいる地域において、公道での飼い犬の糞尿について後処理をしない飼い主がおり、トラブルになるケースがあります。</p> <p>市には、適切な飼い方について、広報紙等で周知いただきたいと思えます。</p>
目黒課長補佐	<p>ただ今のご意見の主旨を、ぜひ今年度の意見に反映させていただきたく思えます。</p> <p>ご指摘のとおり、ペットを飼う以上は、飼い主のマナーやモラルを守っていただき、周辺の方に迷惑をかけないように、適切に飼育していただくことが第一であると思えます。</p> <p>例えば、飼い犬の場合は狂犬病のワクチン注射を年1回定期的に打つ機会があると思えますので、その機会を通じて、飼い主のマナー向上について啓発することなどが検討できると思えます。</p> <p>また、飼い猫等のペットについても、機会を捉えて飼い主に対する啓発を実施することを検討させていただきたく思えます。</p>
石上委員長	<p>ただ今のご意見について、取りまとめをよろしく願いいたします。</p> <p>ペットに関する業務も環境課の仕事になりますか。</p>
目黒課長補佐	<p>環境課では、いわゆる環境衛生という分野として、ペットの適正飼育等の啓発についても対応している状況です。</p>
石上委員長	<p>他に意見はございますか。</p>
久芳委員	<p>同じく、大綱2施策2についてです。</p> <p>先程、事務局の説明で不法投棄のお話がありました。</p> <p>もし、不法投棄の現場を市民が目撃して通報した場合、市職員はどのように対応するのでしょうか。</p>

荒木係長	<p>不法投棄に関して、市職員がそのような連絡を受けた場合、まず現場をパトロールで伺うこととなります。</p> <p>現場に到着した時に、不法投棄をした方が現場にいるかどうかで対応が変わる部分もあるかと思えます。</p> <p>もし、不法投棄をした方が現場にいない場合は、不法投棄された廃棄物について、写真撮影等の記録を行った上で状況を確認し、廃棄物の処分方法を検討していくこととなります。</p> <p>不法投棄された廃棄物の量によりますが、周辺住民の方に迷惑にならないよう、速やかに処分を行っていくことが優先されます。</p> <p>また、市職員の現場到着時に、不法投棄した方が現場にいた場合につきましては、具体的なケースは確認できていないのですが、市の職員が不法投棄について直接注意することになると思われます。</p>
久芳委員	<p>市の職員さんには、不法投棄に対して早く対応いただきたいですね。</p> <p>ゴミが1つ捨ててであると、他の人もそこに捨てていいと解釈してしまい、次々にゴミが増えてしまうので、迅速な対応をお願いします。</p>
荒木係長	<p>かしこまりました。</p> <p>担当課においても、定期的に市内のパトロールを実施して、不法投棄が行われていないか確認しているところでございます。</p> <p>ただ、久芳委員がおっしゃられましたとおり、市職員がパトロールで発見できなかった箇所に、廃棄物が増えてしまう可能性があります。</p> <p>ご連絡いただいた不法投棄については速やかに対処するとともに、不法投棄が行われる可能性の高い場所は重点的に見回りをするなどの体制づくりを進めていければと思います。</p>
石上委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>大綱2施策3については、事前に「街路樹や植栽の手入れがなされず事故を誘発しかねない危険な状況にならないよう、適切に維持管理されたい。」のご意見をいただいております。</p> <p>昨年度も同様の主旨の意見を付したところですが、</p> <p>道路脇に草が生い茂っていて、自動車などの通行者にとって非常に危険である場合、市は草を刈る権限はあるのでしょうか。</p> <p>該当の場所が私有地である場合や、市や県の土地である場合で、対応は異なるかと思えます。</p>
目黒課長補佐	<p>市では基本的に、市の所有する道路や水路、土地について対応することとなります。</p> <p>私はそれらの部署で業務を担当していたことがございまして、雑草や樹木が繁茂して、民地から道路側にはみ出てしまい、市へのクレームをいただいたこともあります。</p> <p>このような場合は、民地の管理についての問題になりますので、市の担当職員が地主さんを訪ねてご説明させていただき、対応いただくようお願いすることとなります。</p>
山田副委員長	<p>今のお話に関連して、街路樹等の問題についてよろしいですか。</p> <p>私は久喜駅東口に住んでいるのですが、東口の駅前通り等に関して、年々樹木等の手入れが行き届かなくなっていると感じています。</p> <p>駅前通りの歩道に関して、プラタナスの枝が歩道側に多数はみ出て</p>

しまい、駅に向かう人たちが通りにくい状況にあります。

また、いちょう通りの歩道に関しては小学生の通学路でもありますので、特に気になります。

このように雑草や樹木の枝が歩行者に対して危険である状況が、ここ数年見受けられますが、市はパトロール等の定期的な見回りをされているのでしょうか。

目黒課長補佐

市では、定期的な巡回パトロールに加えて、道路レスキューとして、植生も含めた道路構造物について、不具合のご連絡をいただいた箇所をパトロールし、対応させていただいております。

道路の不具合等について順次対応しておりますが、道路や歩道における舗装の穴や陥没が、自動車や歩行者等の通行に及ぼす影響が大きいため、それらの修繕を優先的に実施している状況です。

樹木や草が激しく繁茂している箇所につきましても、担当課の職員が順次対応しておりますが、合併後は市のエリアも広がり、なかなか全体に行き渡っていない状況もあると思います。

ここ数年繁茂が目立つというご意見に関連して、道路の管理については、地域の方のご協力を得て、身近な道路をきれいに維持していただいていたケースも多かったと認識しております。

コロナ禍もあり、地域でまとまって、生活環境の整備や管理をすることがなかなか難しくなってしまった結果、現在のような状況が生じている部分もあるのではないかと考えております。

いずれにしても、街路樹については、繁茂の状況を踏まえて、必要な剪定を順次対応している状況でございます。

桂田委員

道路レスキューについては、舗装の補修だけを対象としていると思っていました。

草木の繁茂についても報告してよろしいのですね。

私のように、道路レスキューの詳細を知らない方も多いと思いますので、ホームページ等で詳しく周知してほしいです。

以前私も、桜の枝がカーブミラーにかかって見えづらくなっており、市議会議員の方にご相談したことがありました。

道路レスキューの使い方を市民が把握して、画像などを市に送って、すぐに対応を依頼することができれば、皆さん安心すると思います。

目黒課長補佐

道路の不具合等につきましては、電話での通報や、ホームページから画像をお送りいただく通報の仕組みがございます。

ただ、街路樹等への対応は、市の道路や土地に関わる部分の範疇に限られます。

課題がある箇所について情報提供をいただければ、現状を確認させていただきます。

人員も限られておりますので、順次となってしまいますが、必要な対応を検討させていただければと思います。

桂田委員

先ほどのカーブミラーは、青葉地区の青毛堀川沿いにあります。

確か、市ではなく県が管轄している場所だったでしょうか。

かなり高い位置の枝がミラーの邪魔になっていました。

目黒課長補佐	<p>桂田委員のおっしゃられた地域につきまして、河川は県の管轄ですが、遊歩道の管轄は異なるなど、管理体制が複雑であるため、ご相談いただければ、建設部でお調べさせていただきます。</p> <p>市も限られた人員でパトロールを行っておりますので、なかなか市内全域の状況は把握しきれない部分がございます。</p> <p>市民の皆様において、何かお気づきの点や危険な箇所がありましたら、ぜひ情報提供いただけるとありがたいと思います。</p>
折原参事兼課長	<p>先程、山田副委員長からご意見をいただいた、通学路に指定されている道路の管理について補足させていただきます。</p> <p>教育委員会において通学路を毎年点検しております。</p> <p>点検により判明した道路の危険性については、道路の管理部門と教育委員会が連携して対応する取組み体制がございまして、個々の現場の状況に応じた判断をその都度行っております。</p> <p>皆様が道路環境についてお気づきの点がございましたら、遠慮なく市にお伝えいただければと思うところでございます。</p>
渡辺委員	<p>道路に関して、私からも意見を申し上げます。</p> <p>私は久喜駅を利用して通勤しておりますが、道路の植栽がきれいに整えられている箇所があります。</p> <p>地域の方、もしくはシルバー人材センターの方がこれらの剪定を実施されているのでしょうか。</p>
目黒課長補佐	<p>「久喜市道路里親制度」という制度がございまして、地元の方や団体、企業等を道路の一定区間を管理するサポーターとして認定し、自主的にごみ拾いや除草、樹木の剪定等、道路の清掃美化活動を行っていただいております。</p> <p>埼玉県も同様に、県道において、「彩の国ロードサポート」という認定制度がございます。</p> <p>現状では、これらの制度を年1回ほど啓発しておりますが、もっと皆様に知っていただき、ご協力いただける裾野を増やしていけるよう、検討させていただきたいと思うところでございます。</p>
大鹿委員	<p>これは良い取組みであると思います。</p> <p>道路里親やロードサポートを実施している団体や企業の名称について、掲示や公表は行っているのでしょうか。</p>
目黒課長補佐	<p>該当となる道路において、ロードサポートや里親を実施している団体名の看板を掲示している箇所がございます。</p> <p>ホームページで具体的に団体等の情報を公開しているかは、手元に資料がなく申し訳ございません。</p> <p>近年では、企業の社会貢献が注目されておりますので、これらの制度につきましても、企業の了解を得て公表できればよいのではないかと思います。</p>
大鹿委員	<p>もう1件質問があります。</p> <p>街路樹等の剪定について、年間スケジュールは決められていますか。</p>

目黒課長補佐	<p>業者に剪定を発注する場合もあるため、どの時期にどこの剪定を実施するかについては詳細を決めておらず、優先度の高い箇所から、時期を区切って剪定を実施している状況であるかと思います。</p> <p>一般的に、夏の時期は繁茂が激しく、外気温も高いため、剪定の実施がなかなか厳しい状況です。</p> <p>季節が進み、ある程度落葉した秋冬の時期など、適宜状況を確認して実施しているものと思います。</p>
山木委員	<p>私からもよろしいですか。</p> <p>私は以前埼玉県で道路に関する事業に携わっていたことがあります。私の経験では、樹木等の剪定計画を細かく設定できますが、剪定に関する予算をどのくらい確保できるかが、剪定計画に大きく影響します。</p> <p>道路が延長し街路樹の面積が増加しても、それらの維持管理に要する予算が比例して増える訳ではないという事情があります。</p> <p>北浦和駅から所沢駅にかけて、県内で有名なけやき通りがありますが、けやきの葉が水路に詰まってしまう、住民も掃除できない状況が発生しています。</p> <p>久喜市にも、市の木である、いちょう並木が市役所前通りにありますが、対応はいかがされていますか。</p> <p>もう一つ、施策3「美しい景観の形成」について、市の河川はどのように管理されていますか。</p> <p>河川の除草も景観に大きく影響すると思います。</p>
目黒課長補佐	<p>2点ご質問をいただきました。</p> <p>1点目の樹木につきましては、山木委員のおっしゃられるとおり、限られた予算の中で対応しなければなりませんので、市におきましても、より優先度の高い箇所から順次対応しておりまして、手の回りきらない箇所があることは否めないところでございます。</p> <p>2点目の河川につきましては、県では規模の大きい河川を中心に管理していますが、市町村では農業用水路も含めて、規模の小さい河川や水路も管理しています。</p> <p>市の管理する河川や水路をすべて合わせると膨大な距離になるため、維持管理や除草については、完全には行き届かない部分もあります。</p> <p>こちらについても、往来や景観など影響の大きい箇所から順次対応している状況でございます。</p> <p>農村部の水路については、地域の農家の方がきれいに管理されている部分もあろうかと思えます。</p>
石上委員長	<p>大綱2 施策3「美しい景観の形成」について、お話が広がったところでございます。</p> <p>市のパトロールだけでは限界があるでしょうから、道路の危険な箇所に気づいた方がスマートフォン等で写真を撮って市に通報する仕組みについて、周知をもっと図っていただきたいですね。</p> <p>皆様、意見をありがとうございました。</p> <p>それでは先に進めさせていただきます、大綱3のご説明をお願いいたします。</p>
荒木係長	<p>大綱3について、資料2の5ページをご覧ください。</p> <p>大綱3には、7つの施策、28の成果指標が設定されております。</p>

施策については、「目標どおり」の施策が2施策、「目標を下回る」施策が5施策となっています。

成果指標については、「達成率を算出しない」指標が1指標、「達成率80.0%以上」の指標の合計が16指標、「達成率80.0%未満」の指標が11指標となっております。

大綱3に設定された施策の達成度及び成果指標ごとの進捗率、第2期総合戦略の進捗状況につきましては、ご覧の表のとおりでございます。

また、達成率を算出しない指標につきましては、特記事項として囲みにまとめております。

続いて、事前質問を1件いただいておりますので、担当課に確認した結果をご報告申し上げます。

資料4の43ページ施策6になります。

「個人ボランティア登録者とは、社会福祉協議会の個人ボランティアとして登録されている方のことを指しているのでしょうか。」

前年度の委員会において、登録者数の減少は『コロナ禍と高齢化によるもの』と伺ったように記憶していますが、さらに減少傾向にあるのは同様の理由でしょうか。

また、ボランティア体験プログラムや養成講座などに参加した方について、その後ボランティアとして活動を始められる方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。」

とのご質問でございます。

担当課からの回答といたしまして、

「まず、個人ボランティア登録者は、ご質問のとおり、社会福祉協議会の個人ボランティアとして登録されている方を指しております。

次に、登録者数が減少傾向である理由についてです。

本会の登録ボランティアは元々シニア層が主流であり、新型コロナウイルス感染症によりボランティア活動の休止が長期化したため、ボランティア活動へのモチベーションの低下や、福祉施設を訪問するボランティア活動については、感染症等の対策のため未だ再開が難しく、イベント等不定期なボランティアの活動が少ないことなどが、登録終了の一因と考えられます。

また、新規登録者の減少も要因の一つになっています。

最後に、ボランティア体験プログラムは高校生以上を対象として夏休み期間に実施するため、学生の参加が主流となっています。

令和4年度のボランティア体験プログラム、手話など8メニューの参加者は99人でしたが、ボランティアの個人登録やグループ加入をされた方の人数は把握しておりません。

ボランティア養成講座については、講座の中でボランティアグループの活動紹介を行い、加入につながるよう心がけています。令和4年度のボランティア養成講座修了者44人に対し、ボランティアの個人登録やグループ加入をされた方は12人いらっしゃいました。」

とのことでございます。

次に、大綱3について、事前の意見はございませんでした。

大綱3については以上でございます。

石上委員長

ありがとうございました。

大綱3について、自由にご発言いただければと思います。

山木委員	<p>大綱3施策1「健康づくり・食育の推進」の指標「がん検診受診者数」と「がん検診精密検査受診率」について確認させてください。</p>
	<p>「がん検診受診者数」の令和4年度実績値は40,126人、「がん検診精密検査受診率」の令和4年度実績は62.9%となっています。</p>
	<p>この場合、令和4年度に精密検査を受診した人数は、40,126人の62.9%である、約25,000人と考えるのでしょうか。</p>
目黒課長補佐	<p>指標について説明させていただきます。</p>
	<p>がん検診精密検査の指標につきましては、精密検査の対象となった人のうち、実際に精密検査を受診した人の割合になります。</p>
	<p>指標の母数は「がん検診を受診した人のうち精密検査が必要であると判定された人」ですので、精密検査を受診した人数は2万人よりもっと少なくなります。</p>
山木委員	<p>指標の考え方について分かりました。</p>
	<p>この表では精密検査を受診した人数は具体的に分からないのですね。</p>
	<p>私としては、精密検査を受診した人の割合として、62.9%は少ないと感じます。</p>
	<p>企業であれば、精密検査を受診するよう個別に案内し、受診結果の報告を求めています。</p>
	<p>市においても、精密検査の受診率を向上させるため、精密検査を受けるようにもっと勧めたり、一定期間を過ぎても受診していない方に案内したりするなど、取組みを考えてもらいたいと思います。</p>
目黒課長補佐	<p>山木委員のおっしゃるとおり、法律等で、市役所や企業などの雇用主が従業員の健康管理を徹底することが定められております。</p>
	<p>保健センターにおいても、がん検診の受診勧奨や、精密検査を受診しない方への注意喚起に努めている状況であるかと思えます。</p>
	<p>しかしながら、市においては受診対象者が数万人と多いものがございますことから、指導を徹底して行うことはなかなか難しい状況にあり、令和4年度は62.9%という結果になっております。</p>
	<p>市民の方へのご案内をもっと努力させていただきたいと思えます。</p>
石上委員長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>おそらくは、精密検査を別のところで受診し、市が把握できていない場合もあるかと思えます。</p>
	<p>他にいかがでございましょうか。</p>
	<p>(意見等なし)</p>
	<p>それでは、大綱4をお願いいたします。</p>
荒木係長	<p>大綱4についてご説明させていただきます。</p>
	<p>資料2の7ページをご覧くださいと存じます。</p>
	<p>大綱4には、8つの施策、31の成果指標が設定されております。</p>
	<p>施策については、「目標どおり」の施策が1施策、「目標を下回る」施策が7施策となっています。</p>
	<p>成果指標については、「達成率を算出しない」指標が4指標、「達成率80.0%以上」の指標の合計が11指標、「達成率80.0%未満」の指標が</p>

16 指標となっております。

大綱4に設定された施策の達成度及び成果指標ごとの進捗率、第2期総合戦略の進捗状況につきましては、ご覧の表のとおりでございます。

また、達成率を算出しない指標につきましては、特記事項として囲みにまとめております。

続いて、事前質問を1件いただいておりますので、担当課に確認した結果をご報告申し上げます。

資料4の65ページ、施策8について質問をいただいております。

「社会体育施設について、ご教示いただきたい。」

とのご質問でございます。

担当課からの回答といたしまして、

「社会体育施設とは、一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設です。」

とのことでございます。

次に、事前にいただいた意見は2件ございました。

委員会意見（案）一覧表の3ページをご覧ください。

1つ目は、施策4について、

「青少年相談員の新規募集について、成人式でのチラシ配布のほか、高校などへのポスター掲示依頼を検討されたい。」、

2つ目は、施策8について、

「スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、建物の修繕、安全の確保、改修工事についても適切に実施されたい。」

となっております。

大綱4については以上でございます。

石上委員長

ありがとうございます。

大綱4について、いかがでございましょうか。

大綱4 施策4「青少年の健全育成」について事前に意見をいただいております。

成果指標である「青少年相談員の人数」が、ご覧のとおりかなり厳しい状況ですが、年々減少している理由は分かりますか。

荒木係長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況もあって、青少年相談員の活動がなかなか進まない状況にあります。

成人式等で募集をかけておきまして、参加したいという相談もいただいておりますが、活動が少ない現状もあって、相談員の増加に繋がっていない状況にあると伺っております。

石上委員長

令和5年度の現時点も4名ですか。

荒木係長

現時点でも4名と伺っています。

石上委員長

活動内容の周知も含めて、相談員の増加に努められたいと思います。

大綱4 施策8「スポーツ・レクリエーション活動の充実」については、施設面に関するご意見をいただいておりますね。

目黒課長補佐	<p>ご意見をいただきました、施設の修繕や安全面についてご説明させていただきます。</p> <p>市の様々な施設において不具合が発生した件につきましては、直近の市議会にて取り上げられておりまして、厳しいご指摘をいただいている状況でございます。</p> <p>市の今後の方針といたしまして、これまでは不具合が発生してから対応する『事後修繕』が多かったのですけれども、今後は点検の結果において危険性や課題のある箇所を早い段階で対応する『予防保全』を実施していきたいと考えております。</p> <p>施設の管理については、順次、適切に対応してまいります。</p>
石上委員長	<p>大綱4施策8の指標を確認すると、令和4年度の体育施設利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による減少から、なかなか回復していない状況です。</p> <p>利用者減少の原因は、施設の老朽化にはないと思われまます。</p> <p>大綱4について、他にいかがでございましょうか。</p>
久芳委員	<p>今の施設の話に関連して、大綱4施策2「学校教育の充実」の指標「校舎及び屋内運動場の非構造部材の落下防止対策をした施設数」について、達成率が59.5%となっておりますね。</p> <p>5月頃でしたか、学校施設や駅前の立体通路の不具合の件で、久喜市がテレビやインターネットで報道されました。</p> <p>全国的に報道されたようでして、私も知人や親戚から電話やLINEで「久喜市は大丈夫なのか」と心配する連絡をもらいました。</p> <p>この件は議会で取り上げられているとお話ですので、しっかり予算をつけていただいて、施設が安全に使えるようお願いしたいですね。</p>
目黒課長補佐	<p>公共施設の不具合につきましては、テレビ等で報道され、市としても重大に受け止めているところでございます。</p> <p>ただ今久芳委員からお話をいただいた件につきましては、中学校の外壁に不具合があったことや、久喜駅前のペDESTリアンデッキにおいて破片が落下したというものになります。</p> <p>これらの危険性が高い箇所については、今年度に補正予算の措置等を行い、早い段階で必要な修繕を実施できるよう、対応を進めているところでございます。</p> <p>学校全体について申し上げますと、市内の学校は、休校中の学校を除いて現在31校ございますが、それぞれの建物が古くなってきたことに伴って、いろいろな課題が出ております。</p> <p>施設をまとめて修繕することは難しい状況ですが、危険度等から優先順位をつけて、計画的に対応させていただきたいと考えております。</p>
久芳委員	<p>今年の春頃には、久喜市役所のトイレについてもニュースになっていましたよね。</p>
目黒課長補佐	<p>久芳委員のおっしゃるとおり、今年の3月頃から、久喜市役所本庁舎のトイレにおいて排水管の故障が発生し、現在も使用できない状況が続いております。</p> <p>市民の皆様には、大変ご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ないところでございます。</p>

修繕工事の進捗状況といたしまして、修繕が早く完了した一部の箇所は間もなく使用できる予定でございます。

石上委員長

市を弁護する訳ではないのですが、久喜市は、市の所有している公共施設の現状把握、長期的な方向性について、非常に真面目に、計画的に取り組んでいらっしゃいます。

計画的な施設管理のことを、最近流行の言葉で『アセットマネジメント』と申しまして、私も久喜市のアセットマネジメントを少しお手伝いさせていただいております。

一生懸命にやっても、施設の不具合という綻びは出てしまうところでございます。どうしても緊急的な修繕の対応が必要となってきます。

今後は限られた財源の中で、公共施設を長い目で見て、どのように維持管理していくのか、方向性をどうしていくのか、について考えなければなりません。

そのようなことをご紹介させていただきます。

他にいかがでございましょうか。

(意見等なし)

では、大綱5をよろしく願いいたします。

荒木係長

それでは、大綱5について、資料2の9ページをご覧ください。

大綱5には、8つの施策、23の成果指標が設定されております。

施策については、「目標を上回る」施策が3施策、「目標どおり」の施策が3施策、「目標を下回る」の施策は2施策となっております。

成果指標については、「達成率80.0%以上」の指標の合計が21指標、「達成率80.0%未満」の指標が2指標となっております。

大綱5に設定された施策の達成度及び成果指標ごとの進捗率、第2期総合戦略の進捗状況につきましては、ご覧の表のとおりでございます。

続いて、事前質問を2件いただいておりますので、担当課に確認した結果をご報告申し上げます。

1つ目は、資料4の69ページ、施策2になります。

「市内循環バス乗車人数は、目標値に達しない状況がずっと続いておりますが、赤字事業となっているのでしょうか。」

また、今後、路線廃止や事業廃止の可能性はあるのでしょうか。」

とのご質問でございます。

担当課からの回答といたしまして、

「まず、市内循環バスの収支状況につきまして、運行費用に対する運賃収入の割合である収支率は約13%であり、運行費用が運賃収入を上回る状況です。

コミュニティバスを運行する埼玉県内の自治体の収支率を確認すると、最大でも36%程度で、10%未満の自治体も多数あるなど、コミュニティバスを運行する全ての自治体で運行費用が運賃収入を上回っています。

次に、市内循環バスの今後について、市内循環バスは、公共施設等への交通手段の確保、日常生活の利便性の向上、交通不便地域の解消などのため運行しており、事業の全面的な廃止は考えておりません。

現在、市内循環バスを含む市内公共交通の見直しの検討作業を進めており、コミュニティバスが果たすべき役割や市民ニーズなどを鑑み

ながら、運行路線の見直しなど様々な可能性を検討する予定です。」  
とのことでございます。

2つ目は、資料4の79ページ、施策5についてです。

「治水対策について、今後、補修工事などを予定されている箇所は、どの程度あるのでしょうか。」

とのご質問でございます。

担当課からの回答といたしまして、

「現在、補修工事を2箇所予定してございます。

1箇所目は、北青柳地内の排水路における約45mの土留め護岸の補修でございまして、今年度中の工事実施を予定しております。

2箇所目は、菖蒲町下栢間地内の排水路の流末、星川に設置された樋門の補修でございまして、

樋門は行政界を越えた白岡市に設置されているため、現在、補修方法や工事費用の負担割合等について、工事を実施する白岡市と協議を進めているところです。

その他の補修については、ほとんどが小規模補修のため、不具合については適宜対応している状況です。

また、改良工事につきましては、菖蒲町三箇地内で、素掘り水路のコンクリート柵渠整備を今年度予定しております。」

とのことでございます。

次に、事前にいただいた意見は1件ございました。

委員会意見（案）一覧表の4ページをご覧ください。

施策5について、

「道路冠水の通行止め箇所について、速やかな改善に努められたい。」

となっております。

大綱5については以上でございます。

石上委員長

ありがとうございました。

施策2は市内循環バスについての質問、施策5は治水対策についての質問と、道路冠水の通行止めについての意見をいただいております。

施策5の指標「浸水による通行止め箇所の減少」については、どのような箇所を指しているのでしょうか。

目黒課長補佐

地形などの要因で浸水被害が頻発している箇所の数になります。

石上委員長

ありがとうございます。

平成30年度の24箇所から比較すると、令和4年度は21箇所ですので、5年間で3箇所改善されたということですね。

時間をかけて徐々に改善している状況であるかと思えます。

要望ですから、今年度の意見には「速やかな改善」とお願ひします。

その他いかがでございましょうか。

山木委員

施策5 施策2「道路・公共交通の整備・充実」の指標「舗装の整備率」や「歩道整備延長」を見ていますと、目標値の設定に課題があるように思います。

昨年度も意見させていただきましたが、これらの指標については、達成率が100%を超えているので、達成率の数値だけ見ると、舗装や歩道の整備が充実していると思ってしまいます。

「歩道整備延長」について、令和4年度と令和3年度の実績を比較すると、1年間に868m増加しています。

この結果が多いか少ないかはちょっと分かりませんが、パーセントだけで実績を分析するのではなく、昨年度との比較が分かりやすくなるように指標の設定を工夫していただきたいです。

また、道路の補修や維持管理にも力を入れてほしいと思います。

先ほど、バブル期に建設された施設の維持管理について話がありましたが、道路も同じ状況です。

あと20年もすると、道路の不具合が頻発して、修繕が追い付かなくなってしまうかもしれません。

昔と比べて今は民生費が増えている一方で、公共事業にかかる費用は減少していて、修繕が難しい状況にあるのでしょうか。

私の希望としては、道路の補修や維持管理を頑張っていただきたいですね。

目黒課長補佐

ご意見をいただきありがとうございます。

道路に関する指標につきましては、第2次久喜市総合振興計画の策定において検討を行った結果、改めて「歩道整備延長」と「舗装整備率」として設定したところでございます。

「歩道整備延長」につきまして、市道の総延長に対する歩道の整備率を検討しましたが、生活道路など幅員の狭い道路を市道に含むため、算出が厳しいところがあり、今までと同じ考え方にに基づき、累計した数値として取りまとめたところでございます。

「舗装整備率」につきましても、歩道と同様に、幅員の狭い砂利道や農道も市道として含むため、指標として設定することは難しいところがございます。

道路の舗装及び歩道の整備につきましては、限られた財源の範疇となりますが、必要な道路をしっかりと整備していきたいと考えております。

次に、今後の道路舗装の修繕、維持管理につきましては、こちらも今後の課題になっております。

先程、委員長からご紹介いただきました公共施設個別施設計画と同様に、道路の担当課において、道路ストックマネジメントとして、限られた財源の中で、優先順位が高いところから、修繕を順次実施する方針を定めて、対応している状況でございます。

山木委員

もう1点意見があります。

大綱5施策1「都市機能の整備」の指標「市街化区域の面整備率」は平成30年度から令和4年度まで61.5%から変わっておりませんので、市街化区域は広がっていないということです。

都市計画は県で定めたものですので、可能かどうか分かりませんが、市街化区域をもう少し広げてもらいたいと思います。

目黒課長補佐

面整備率につきましては、ご指摘のとおり、全く変わりがない状況でございます。

近年、国では、いわゆるコンパクトシティとして、既存の市街地に機能を集約させるという方向性が示されているところでございまして、新

たに市街化区域を拡張することは難しい状況でございます。

その他、工業団地等、産業団地の整備につきましては、今お話のあった地区計画など、いろいろなアプローチの仕方があります。

このような状況を踏まえて、第2次久喜市総合振興計画では指標の見直しを行い、「次世代技術を取り入れた都市環境の整備面積」と設定しました。

指標の内容は、報道等によく取り上げられるスマートシティ、ICTなどデジタル技術を有効に活用した新たな街並みを、どのくらい整備したかというものでございまして、より先の未来を見据えた指標に改めたところでございます。

石上委員長

ありがとうございました。

事務局のお話のとおり、指標を「歩道の整備率」とすると、目標値の設定が難しい状況があります。

一方で、山木委員のおっしゃるとおり、歩道の整備延長は、平成30年度の段階で、目標値が実績値を大幅に上回っており、いささか問題があるように思われます。

指標の本来の目的は、「この道路には歩道をつけるべきである」という意思決定があって、その目標に向けて努力することであり、「道幅の狭い市道まで全部歩道をつける」ことではないと考えられます。

例えば、「小さい子どもの安全等の観点から、この道路に歩道をつけるべきである」といった認定があるとよいですね。

大鹿委員

大綱5施策1「都市機能の整備」について、質問があります。

いえかつKUKIが開始されたとありますが、具体的な数字で進捗状況が分かりましたら教えてください。

目黒課長補佐

いえかつKUKIは、最近開始された制度でして、これまでの総合振興計画の成果指標に入っていないところでございます。

第2次総合振興計画においては、「空き家のサポート窓口における活用・流通実績数」という指標を新しく設定させていただいております。

第2次総合振興計画の策定段階では事業の準備段階であったため、令和3年度の実績は0件でしたが、5年後の令和9年度目標値を50件として計画を立てております。

荒木係長

少しだけ補足させていただきます。

空き家等対策事業として、いえかつKUKIは令和4年11月よりスタートしたところでございます。

なお、空き家等の解消に係る市の取組みにつきましては、令和4年度の実績として、特定空き家等の認定を2件、相続財産管理人の申立を1件行っていると担当課から伺っております。

石上委員長

ありがとうございました。

それでは先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(意見等なし)

それでは、大綱6の説明をお願いします。

荒木係長	<p>大綱6について資料2の10ページをご覧いただきたいと存じます。 大綱6には、6つの施策、14の成果指標が設定されております。 施策については、「目標どおり」の施策が3施策、「目標を下回る」 施策が3施策となっております。 成果指標については、「達成率80.0%以上」の指標の合計が11指標、 「達成率80.0%未満」の指標が3指標となっております。 大綱6に設定された施策の達成度及び成果指標ごとの進捗率、第2期 総合戦略の進捗状況につきましては、ご覧の表のとおりでございます。 大綱6について、事前の質問や意見はございませんでした。 大綱6については以上でございます。</p>
石上委員長	<p>ありがとうございました。 大綱6は産業振興関係になりますが、いかがでございますか。</p> <p>大綱6施策2「工業の振興」の、指標「製造品出荷額等」につきまして、 令和4年度までの3年間において5,116億円が続いています。 この指標は毎年数値が出ないのでしょうか。</p>
目黒課長補佐	<p>現在の指標においては、5年に1回の工業統計による調査結果が出た 時に数値を更新しているのですが、その後は据え置き状況となっております。</p>
石上委員長	<p>平成30年度と令和元年度の数値が異なる理由は分かりますか。</p>
目黒課長補佐	<p>大変申し訳ございません。 すぐに回答できない項目でございますことから、次回の委員会において 報告させていただきます。</p>
石上委員長	<p>それでは、次回の委員会で回答をよろしくお願いいたします。 先に進めさせていただきますして、大綱7の説明をお願いします。</p>
荒木係長	<p>大綱7について資料2の11ページをご覧いただきたいと存じます。 大綱7には、3つの施策、8の成果指標が設定されております。 施策については、「目標どおり」の施策が2施策、「目標を下回る」 施策が1施策となっております。 成果指標については、「達成率を算出しない」指標が1指標、「達成 率80.0%以上」の指標の合計が6指標、「達成率80.0%未満」の指標が1 指標となっております。 大綱7に設定された施策の達成度及び成果指標ごとの進捗率、第2期 総合戦略の進捗状況につきましては、ご覧の表のとおりでございます。 また、達成率を算出しない指標につきましては、特記事項として囲み にまとめております。 大綱7について、事前の質問や意見はございませんでした。 大綱7については以上でございます。</p>
石上委員長	<p>ありがとうございました。 大綱7は行財政関係になりますが、お気づきの点等はございますか。</p> <p>(意見等なし)</p>

以上で、大綱1から7まで一通りのご説明いただいたところでございます。

次回の第2回委員会の前に、事務局に対して、メールやお電話で、委員会意見に関わるご意見をお寄せいただきたいと思っております。

次回の委員会について、事務局から説明をお願いいたします。

荒木係長

ただいまの石上委員長のご説明について、次回の委員会の開催通知をお配りして、ご説明させていただきたく存じます。

(事務局が開催通知を配布)

第2回委員会につきまして、日時は10月13日(金)午後2時、場所は本日と同じく、久喜市公文書館2階の会議室を予定しております。

次回の委員会においても、本日の資料を使用しますので、ご持参くださいますよう、よろしくお願いいたします。

先程石上委員長からご説明いただきましたとおり、次回の委員会をより効率的に進めるため、委員の皆様には可能であれば、質問事項やご意見を、事前に電子メールなどでいただけると幸いです。

メールアドレスは、ただ今お配りした開催通知の一番下に記載してございます。

メールの文面に質問等を直接記入いただいてもかまいません。

また、メールなどを使用されない方は、直接、担当までお電話をいただいても結構です。

いただいた質問等への回答につきましては、次回の委員会において、ご説明させていただきます。

また、回答の検討、作成の都合上、9月29日(金)正午までにご連絡いただくと幸いです。

目黒課長補佐

補足して説明いたします。

第2回委員会の前にお気づきの点がございましたら、忌憚なくご意見いただけますと、次回の委員会の審議がスムーズに進行できるかと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

また、冒頭に申し上げましたが、今回の委員会では、計画期間の最終年度であり、5年間のまとめという要素もございます。

そのような観点から申し上げますと、資料2の1ページや2ページで、目標を下回る施策が半数ある状況や、達成度が80.0%未満である成果指標が全体の3分の1弱ある状況がございます。

また、資料4の103ページ、大綱7施策1の指標「施策評価の成果指標の達成率」について、令和4年度の結果が4割強となっております。

これまでの総合振興計画では、参加者数やイベントの開催数など、事業の成果結果をそのまま指標とする、いわゆるアウトプット指標を設定しており、これらの指標が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことが、要因の一つであると事務局として分析しております。

次回の委員会では、答申の検討に当たり、このような総括的な部分について意見を整理させていただきたいと思っております。

その辺を踏まえまして、ご意見等を忌憚なくいただくと大変幸いです。

よろしくお願いいたします。

石上委員長

ありがとうございました。

お忙しいところ大変申し訳ありませんが、今週金曜日の正午までに、個別の施策に関するご意見や、全体についてのご意見をいただければ、大変ありがたいとのことでございます。

いただいたご意見は今回の資料のように整理され、次回の委員会で審議を行っていきますので、よろしくをお願いします。

どうぞ気楽に、なるべくたくさんご意見をいただけるとありがたいと思います。

今後の進め方等につきまして、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

(質問なし)

質問が無いようでございますので、以上で本日の議題は終了とさせていただきます。

進行を司会に戻させていただきます。

折原参事兼  
課長

どうもありがとうございました。

また委員の皆様におかれましても、長時間にわたりまして、ご審議いただき大変ありがとうございました。

また次回、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度第1回行政評価委員会は以上とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年10月13日

石上 泰州

山田 恵理子